

## — (7) 放送番組の編集の基準 —

### 前 文

福井エフエム放送株式会社は、質の高い音楽と新しい情報を発信する放送局として、地域文化の発展とその推進のにない手たることを目的とします。

この使命を達成するために、言論及び表現の自由を守り、品位ある放送で社会の信頼に応えるよう努めます。

### 第1章 遵守事項

第1条 放送にあたっては、次の各項を遵守しなければなりません。

1. 人権を守り、法と社会秩序を尊重すること。
2. 質の高い音楽放送を通じて、文化の発展に貢献すること。
3. 音楽放送局として明確な主張をもち、音楽の価値と個性を尊重しつつ、放送の分野における美学を創造すること。
4. 幅広い音楽分野を網羅し、聴取者の多様な音楽志向に応え得ること。
5. すぐれた音楽家を積極的に支援し、また紹介して音楽会の発展向上に寄与すること。
6. 広告はすべて真実を伝え、聴取者にとって有益であるように努めること。

### 第2章 基準

第2条 (適用)

1. 本章で定める基準は、FM福井（放送呼称）のすべての番組及び広告に適用します。

第3条 (人権の尊重)

1. 常に人権を尊重し、個人や団体を中傷するような放送を行ってはなりません。また、人権や職業など偏見をもたせるような取扱いを行ってはなりません。

#### 第4条（法と政治）

1. 常に法を遵守し、政治に関しては公正な立場を守らねばなりません。
2. 国の機関が審議している問題は慎重に取り扱い、係争中の問題等はその審理の妨げにならないように注意すること。
3. 国際間の問題は妥当公正に取り扱い、少なくとも国際親善をそこなうような放送は行わないこと。
4. 選挙の事前運動の疑いがあるもの、また公職選挙法に触れるものは取り扱わないこと。
5. 政治、経済問題等についての意見は、その責任の所在を明確にしておくこと。

#### 第5条（社会の秩序）

1. 社会の秩序をみだすような放送、特に結婚や家庭をみだすような思想を肯定的に取り扱うような放送を行ってはなりません。

#### 第6条（音楽）

1. 音楽ジャーナリズムとしての良識と責任を自覚し、正確な音楽情報を伝え、良質な音楽を放送しなければなりません。

#### 第7条（報道）

1. ニュースは正確な事実に基づいて報道し、公正に取り扱うものとします。
2. ニュースの報道にあたっては、特に人権をおかさぬように配慮すること。
3. ニュースと意見とをはっきり区別し、意見についてはその出所を明確にすること。
4. ニュースの取扱いにあたっては、それが不当な目的や宣伝に利用されないように注意すること。
5. 誤報はすみやかに訂正し、対応を明確にすること。

#### 第8条（宗教）

1. 信仰の自由を尊重し、宗教を宣伝しまた中傷するような言動を取り扱ってはなりません。

#### 第9条（表現と演出）

1. 放送に用いる言葉は、正しく、わかりやすい表現とし、聴取者に不快な感じを与えないよう注意しなければなりません。
2. 外国作品や海外取材番組では、時代、国情、伝統、習慣などの相違から誤解を生じないように配慮すること。
3. 効果的表現をするためにニュース形式を用いる場合には、事実と混同されることのないように表現を注意すること。
4. 病的、残虐、悲惨な事柄などを、ことさらに詳細にまたは誇張して取り扱わないこと。

5. 暴力行為や犯罪を肯定的に取り扱ったり、また犯罪者を英雄的に取り扱ったりすることはしないこと。
6. 賭博や、これに類するものを魅力的に表現しないこと。
7. 医療以外の麻薬の常用、睡眠薬、覚醒剤などを肯定的に取り扱わないこと。
8. 風俗や性に関する事柄は、聞く人に困惑、嫌悪の感じを抱かせないように注意すること。

#### 第10条（聴取者の参加）

1. 聴取者の参加の機会は広く且つ均等になるように留意しなければなりません。
2. 報酬や賞品をとまなう聴取者参加番組には、その番組の関係者であると誤解されるおそれのある聴取者の参加を避けること。
3. 報酬または賞品によって、過度に射幸心をあおることの内容に注意すること。

#### 第11条（懸賞と景品）

1. 懸賞募集では、応募の条件、締切日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明示して行うものとします。この場合、放送以外の媒体で明らかにする場合には省略することができます。
2. 賞金及び賞品などの金額は、一般社会の常識の範囲内にとどめること。
3. 景品などを贈与する場合には、その価値を誇大あるいは虚偽の表現をしないこと。

#### 第12条（広告の取扱い）

1. 広告は関係法令などに反するもの、また事実の有無を問わず、他を誹謗し、または排斥中傷するが如き広告は取り扱わないものとします。
2. 広告放送は、コマーシャルによって、広告であることを明らかにすること。（放送法）
3. コマーシャルの内容は、広告主の名称、商標、商品名、標語、その他企業活動に関連したものであること。
4. 広告は児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないように注意すること。
5. 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わないこと。
6. 番組及びスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めないこと。  
（独占禁止法）
7. 事実を誇張して、聴取者に過大評価させる広告は取り扱わないこと。（不当表示防止法）
8. 製品やサービスに関しての虚偽の証言や、使用した者の事実の見解でないもの、証言者の明らかでないものは取り扱わないこと。
9. 契約以外の広告主の広告、放送局の関知しない私的な証言、勧誘は取り扱わないこと。
10. 係争中の問題に関する一方的主張または通信、通知の類は取り扱わないこと。
11. 特定の対象に呼びかける通信、通知およびこれに類似するものは取り扱わないこと。  
この場合、人命その他社会的影響のある場合はこの限りでない。（電波法）

12. 暗号等に類するものと認められるものは取り扱わないこと。
13. 許可、認可を要する業種で、許可、認可のない広告主の広告は取り扱わないこと。
14. 食品の広告は、人の健康をそこなう恐れのあるものや、その内容に誇張や虚偽の疑いのあるものは取り扱わないこと。(食品衛生法)
15. 教育施設または教育事業の広告で、進学・就職・資格などについて誇張の恐れのあるものについては取り扱わないこと。
16. 心霊術、占いなどにおいて、特に迷信を肯定したものは取り扱わないこと。
17. 人権侵害や差別の助長につながるかたちで、個人情報調査、収集、利用するものは取り扱わないこと。
18. いかがわしい商品やサービスに関する広告は取り扱わないこと。
19. 秘密裏に使用するもの、産制器具や性具およびこれに類するものは取り扱わないこと。
20. アマチュア・スポーツの団体および選手を広告に用いる場合には、関係団体と連絡をとるなど慎重に取り扱うこと。
21. 寄付金の募集については、主体と目的が明らかで、公認されたものに限り取り扱うこと。
22. 個人の売名を目的としたような広告は取り扱わないこと。
23. 求人についての広告は、関係官庁への手続きを経していないものは取り扱わないこと。  
(職業安定法)
24. 広告の内容は放送時間を考慮して、聴取者に不快な感じを与えないように注意すること。

#### 第 13 条 (広告の表現)

1. 広告の表現は、聴取者に錯覚を起こさせるような表現をしてはいけません。(不当表示防止法)
2. 原則として最大級またはこれに類するような表現をしないこと。
3. ニュースで報道された事実を否定するような表現をしないこと。
4. ニュースと混同され易い表現をしないこと。

#### 第 14 条 (医療、医薬品、化粧品の広告)

1. 医療、医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、いわゆる健康食品などの広告で、医師法、医療法、薬事法などに触れる恐れのあるものは取り扱わないものとします。
2. 医療に関する広告については、医療法に定められた事項の範囲をこえる広告をしないこと (医療法・医師法)
3. 医療に関する広告は、医師または歯科医師の技能、治療方法、経歴または学位に関する事項にわたらないこと。(医療法・医師法)
4. 医療品の効能効果および安全性について、最大級またはこれに類する表現はしないこと。
5. 医療、医薬品の広告にあたっては、著しく不安、恐怖、楽観の感じを与える恐れのある表現はしない。
6. 医薬部外品、化粧品、いわゆる健康食品などの効能効果についての表現は、許可された範囲にとどめること。

7. 医師、薬剤師、美容師などが医薬品、医薬部外品、医療機器、化粧品、いわゆる健康食品を推薦する広告は、原則として取り扱わないこと。
8. 懸賞の賞品として医薬品を提供する旨の広告は、取り扱わないこと。

#### 第 15 条（金融、不動産の広告）

1. 金融、不動産の広告で、業者の実態、サービス内容が聴取者の利益に反するものは取り扱わないものとします。
2. 不特定多数かつ多数の者に対して、利殖を約束し、またはこれを暗示して出資を求める広告は取り扱わないこと。
3. 個人向け無担保ローンのCMは、安易な借入を助長する表現であってはならない、特に、青少年への影響を十分考慮すること。
4. 宅地建物取引業法あるいは建築業法により、免許、許可をうけた業者以外の広告は取り扱わないこと。
5. 不動産の広告においては、投機をあおる表現および誇大または虚偽の表現をしないこと。
6. 法令に違反したものや、権利関係などについて確認できない不動産の広告は取り扱わないこと。

#### 第 16 条（広告の種類および時間基準）

1. コマーシャルの種類は、プログラム・コマーシャル、スポット・コマーシャル、パーティシペイティング・コマーシャルおよび案内コマーシャルとします。
2. プログラム・コマーシャルの時間は、次を基準とします。

5分番組	1分00秒
10分番組	2分00秒
15分番組	2分30秒
20分番組	2分40秒
25分番組	2分50秒
30分以上の番組	各番組時間の10%

#### 第 17 条（附則）

この基準は、平成3年10月1日より実施します。

この基準は、平成26年11月1日に改正し実施します。